

冒頭陳述要旨

名誉毀損

被告人 大高正二

被告人 山野咲子

被告人 橋本和憲

第1 身上・経歴等

1 被告人大高

- (1) 無職で、年金を受給して生活
- (2) 住居地において妻と同居
- (3) 業務上過失傷害罪の罰金前科2犯あり ← 記録が並ぶ産院の経歴あり、詳細記録を請求し、かき出し

2 被告人山野

- (1) 不動産賃貸業による収入と年金で生活
- (2) 住居地において一人暮らし
- (3) 前科前歴不見当

3 被告人橋本

- (1) 無職で、年金を受給して生活
- (2) 住居地において一人暮らし
- (3) 前科前歴不見当

第2 犯行に至る経緯及び犯行状況等

1 犯行に至る経緯等

- (1) 被告人山野は、平成元年4月、千葉市中央区椿森2丁目537番9所在の土地（以下「本件土地」という。）の所有権を取得したが、本件土地には、日本橋設計工務株式会社（以下「日本橋設計工務」という。）が設定した株式会社千葉興業銀行（以下「千葉興業銀行」という。）に対する根抵当権が設定されており、その旨の登記もなされていた（以下それぞれ、「本件根抵当権」「本件根抵当権設定登記」という。）。

その後、日本橋設計工務が、千葉興業銀行に対する債務を完済しないまま事実上倒産したため、本件根抵当権を抹消したいと考えていた被告人山野は、平成3年12月、千葉興業銀行に対し、日本橋設計工務の千葉興業銀行に対する残債務及び遅延損害金1403万9715円を支払い、平成4年1月、

ついでにこの土地を売却して購入したのと同じく、
借金の担保。もう一度使った。たのびです。
日本橋設計工務株式会社から、日本橋設計工務株式会社に
日本橋設計工務株式会社の債権を譲渡した。山野は根抵当権抹消
に

本件根抵当権設定登記は抹消された。

- (2) 被告人山野は、その後、千葉興業銀行の行員に強迫されたために日本橋設計工務の債務の立替払いをしたなどと主張して、千葉興業銀行に対し、支払済みの1403万9715円の返還等を求める民事訴訟を提起したが、一審、二審とも被告人山野の主張を認めず、平成13年12月には、最高裁判所が、被告人山野の上告を棄却する決定をした。
- (3) 被告人山野は、その後も、千葉興業銀行との本件土地の取引に関し民事訴訟を提起するなどして立替払いした金銭の返還等を求めていたところ、街宣活動等を行う公共問題市民調査委員会なる団体に加入していた被告人大高及び被告人橋本と知り合い、自己の民事訴訟に関して、被告人大高及び被告人橋本に協力を求めるようになった。

2 犯行状況等

- (1) 被告人らは、平成20年7月ころ、千葉興業銀行本店を訪れ、資料の開示を求めたが拒まれたため、通常の交渉を行ってはいは、千葉興業銀行が被告人山野の要求に応じることはないと考え、千葉興業銀行に、被告人山野に対する約1400万円の返還及びその利息の支払に応じさせるため、千葉興業銀行本店前の路上でいわゆる街宣活動を行うこととし、同年10月ころから、拡声器を使用して、千葉興業銀行が犯罪行為によって被告人山野に立替払いをさせた旨演説するなどしていた。
- (2) 本件は、その一環としてなされた犯行であり、犯行年月日及び各犯行時に被告人らが摘示した内容は、起訴状別紙一覧表のとおりである。

被告人らは、被告人橋本が運転する自動車で千葉興業銀行本店前に乗り付け、同店前路上において、被告人大高又は被告人山野が、拡声器を使用して、大音量で演説し、本件犯行に及んだものである。

第3 その他情状等